

## 新規に指定を受けた事業所のその翌年度の基本報酬等の取扱い

就労支援系事業所の基本報酬は前年度の実績に応じて算定される場所であるが、新規に指定を受けた事業所及び前年度において1年未満の実績しかない事業所（前年度の実績が全くない事業所を含む。）については、以下のとおりとなる。

### 1. 就労移行支援

原則として4月に指定を受けた事業所はその翌年度は、5月以降に指定を受けた事業所はその翌年度及び翌々年度は、就労定着率区分を「なし（経過措置対象）」とし、就労定着率3割以上4割未満として基本報酬を算定する。

ただし指定を受けた月から12か月間の就労定着率の実績が40%以上となる場合は、その実績に応じた報酬算定を、その届出を行った月から算定することも可能。

### 2. 就労継続支援A型

4月に指定を受けた事業所については、4月から翌年3月までの平均労働時間の実績に応じて翌年度の報酬を算定する。（通常通りの取扱い）

5月以降に指定を受けた事業所については、原則としてその翌年度は平均労働時間区分を「なし（経過措置対象）」とし、平均労働時間3時間以上4時間未満として基本報酬を算定する。

ただし5月から10月までに指定を受けた（又は利用者を受け入れ始めた）事業所であって、10月から翌年3月の平均労働時間の実績が4時間以上となる場合は、その実績に応じた報酬算定も可能。

また11月以降に指定を受けた（又は利用者を受け入れ始めた）事業所であって、指定を受けた月（又は利用者を受け入れ始めた月）から6か月間の平均労働時間の実績が4時間以上となる場合は、その実績に応じた報酬算定を、その届出を行った月から算定することも可能。

### 3. 就労継続支援B型

4月に指定を受けた事業所については、4月から翌年3月までの平均工賃月額の実績に応じて翌年度の報酬を算定する。（通常通りの取扱い）

5月以降に指定を受けた事業所については、原則としてその翌年度は平均工賃月額区分を「なし（経過措置対象）」とし、平均工賃月額5,000円以上10,000円未満として基本報酬を算定する。

ただし5月から10月までに指定を受けた（又は利用者を受け入れ始めた）事業所であって、10月から翌年3月の平均工賃月額の実績が1万円以上となる場合は、その実績に応じた報酬算定も可能。

また 11 月以降に指定を受けた（又は利用者を受け入れ始めた）事業所であって、指定を受けた月（又は利用者を受け入れ始めた月）から 6 か月間の平均工賃月額の実績が 1 万円以上となる場合は、その実績に応じた報酬算定を、その届出を行った月から算定することも可能。

#### 4. 就労定着支援

4 月に指定を受けた事業所については、4 月から翌年 3 月までの全利用者の延べ数を 12 で除して得た数を利用者数として翌年度の利用者数区分を設定する。

5 月から 10 月までに指定を受けた事業所については、10 月から翌年 3 月の全利用者の延べ数を 6 で除して得た数を利用者数として翌年度の利用者数区分を設定する。

11 月以降に指定を受けた事業所については、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に一般就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者の過去 3 年間の総数の 70% を利用者数として翌年度の利用者数区分を設定する。

また 5 月以降に指定を受けた事業所について、指定から 12 か月経過した場合は、直近 12 か月における全利用者の延べ数を 12 で除して得た数を利用者数として利用者数区分を設定する。